

17 新技術情報提供システム（NETIS）

概 要

新技術情報提供システム（New Technology Information System）とは、国土交通省が新技術の活用のため、新技術に関わる情報の共有及び提供を目的として整備したデータベースシステムです。

「国土交通省関東地方整備局ホームページ」

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000193.html>

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 企画部 施工企画課

〒330-9274 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同

庁舎2号館

TEL：048-600-1347

FAX：048-600-1389

18 千葉県産業支援技術研究所による支援

概要

千葉県産業支援技術研究所は、中小企業の活性化、ベンチャー企業の創出・育成、産学官連携による新産業の創出等を目指し、そのニーズに応えるため研究・開発、技術相談、依頼試験、技術情報提供、人材育成等の支援を行っています。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanken/>

研究	中小企業等の技術向上のため、各技術分野における基礎研究・応用研究を行い、その成果の技術移転等普及に努めています。また、企業・大学・他研究機関からの求めに応じて共同研究も行っています。
技術相談・支援	中小企業等における製品開発や技術開発をはじめ技術上の様々な問題について、相談・支援を行っています。また、問題解決を効果的に行うため、企業を直接おたずねして、技術改善のお手伝いをいたします。技術相談は直接、担当室または企画連携室（電話：043-231-4326）までご連絡ください。
依頼試験	中小企業等の依頼により各種試験・分析、試作設計を有料で行い、成績書を発行しています。依頼試験項目の詳細については、「試験等手数料表」をご覧ください。
設備・機器の利用	自社の新製品開発や品質管理に役立てていただくため、設備、機器を有料で開放しています。開放設備等の詳細については、「機器設備一覧・使用料表」をご覧ください。
講習会・研究会	中小企業等の技術者を対象に、各分野の専門家を講師に招き、講習会や研究会を開催しています。
研修制度	中小企業の技術者養成や能力開発のため、研修制度を設けています。企業の要望に応じ、随時研修生を受け入れています
刊行物	当所の事業概要、研究報告を編集・発行しています。

問い合わせ先

千葉県産業支援技術研究所 企画連携室

〒264-0017 千葉市若葉区加曽利町889

TEL：043-231-4326

FAX：043-233-4861

19 東葛テクノプラザによる支援

概要

東葛テクノプラザは、産学官連携のもと、地域企業の技術力・開発力の向上、新産業の創出やベンチャー企業の育成などを目的に平成10年11月に開所された千葉県産業支援施設です。

<https://ttp.or.jp/>

主なサービス内容

- 低廉な料金で貸研究室に入居し、総合的な技術支援が受けられます。
- 各種素材、機械加工、電子・電気等の製造・研究開発に役立つ試験機器が利用できます。
- 各種試験・検査、計測などの依頼試験が利用できます。
- 各種研修事業等に参加することにより必要な情報が入手できます。
- 産・学・官の各種交流事業を通じ、技術支援が受けられます。
- 研究開発や経営・販路開拓等のきめ細やかな各種コンサルティングサービスが受けられます。

問い合わせ先

東葛テクノプラザ

〒277-0882 柏市柏の葉5-4-6

TEL : 04-7133-0139 / FAX : 04-7133-0162

20 中小企業技術革新（SBIR）制度に基づく支援

概要

SBIR（Small Business Innovation Research）制度は、スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装し、それによって我が国のイノベーション創出を促進するための制度です。

同時に、革新的な技術を社会実装していくことで我が国が直面する様々な社会課題を解決に導くことも目的の1つです。

<https://www.csti-startup-policy.go.jp/>

制度のポイント

- 「特定新技術補助金等での支出目標の設定」

国の機関から研究開発型スタートアップ等※への補助金や委託費の支出機会を増やす仕組みをつくります。

※研究開発スタートアップ等とは、研究開発成果の事業化を目指す中小企業者や研究者等のうち、その研究開発が革新的であると認められるものを指します。

- 「指定補助金等での各省横断かつ統一的運用」

補助金や委託費の効果を高めるため、公募や執行に関する統一的なルールを設定するとともに、研究開発成果の社会実装に向けて随意契約制度の活用など事業活動支援等を実施し、初期段階の技術シーズから事業までを一貫して支援します。

問い合わせ先

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

イノベーション推進担当

E-mail：sbir_csti.k3z@cao.go.jp

21 中小企業技術基盤強化税制

概 要

「中小企業技術基盤強化税制」は、中小企業者等が各事業年度において、試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額に一定割合を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額から控除することを認めるものです。

(注) この制度は、「一般試験研究費の額に係る税額控除制度」との重複適用はできません。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5444.htm>

※制度の概要については、下記もご覧ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/kenkyukaihatsu/index.html>

問い合わせ先

国税相談専用ダイヤル [TEL:0570-005901](tel:0570-005901)

中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821